

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

のどか

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 76 条及び第 77 条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）」第 5 条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 職員の職務内容.....	3
7. 当事業所が提供するサービス.....	4
8. 利用料金.....	5
9. サービスの利用に関する留意事項.....	6
10. 虐待防止について.....	7
11. 事故発生時の対応方法について.....	9
12. 苦情等の受付について.....	10

NPO法人 エンジョイライフ

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 のどか

当事業所は八雲町の指定を受けています。

事業所番号 第0131501306号（指定特定）

第0171502222号（指定障害児）

1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	NPO法人 エンジョイライフ
代表者氏名	理事長 千葉真知子
所在地	二海郡八雲町東雲町12番地28
電話番号	0137-62-3300
FAX番号	0137-66-5003
メールアドレス	enjoy-life01@vesta.ocn.ne.jp
法人設立年月日	平成27年7月7日
経営理念・基本理念	<p>経営理念</p> <p>私たちは あなたの「ねがい」「よろこび」「たのしさ」の実現のため全力でサポートします。</p> <p>「ねがい」 かなえられるねがい</p> <p>「よろこび」 喜びにあふれる毎日</p> <p>「たのしさ」 地域の中で楽しい暮らし</p>

2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称 (指定年月日・事業所番号)	<p>指定特定相談支援事業所 のどか (平成29年3月15日指定 第0131501306号)</p> <p>指定障害児相談支援事業所 のどか (平成29年3月15日指定 第0171502222号)</p>
サービスの主たる対象者	<p>身体障がい者（肢体不自由・視覚・聴覚・内部障がい）</p> <p>知的障がい者</p> <p>精神障がい者</p> <p>障がい児</p>
事業所所在地	二海郡八雲町東雲町12番地28
連絡先 相談担当者名	<p>TEL 0137-62-3300 FAX 0137-66-5003</p> <p>相談支援専門員 奥平順子</p>
事業所の通常の事業実施地域	八雲町内全域

事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス 等	指定就労継続支援B型（平成27年9月1日指定） 事業者番号 第0111501169号
	指定共同生活援助（平成28年1月16日指定） 事業者番号 第0121501225号

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児及び保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。
運営方針	利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に指定計画相談支援及び指定障害児相談支援サービスを適切に提供するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日、振替休日を除く。 なお、土曜日、日曜日、祝日、振替休日は、電話対応。
営業時間	午前9時～午後5時00分

(4) 計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日から金曜日 ただし、祝日、振替休日を除く。
実施時間	午前9時～午後5時00分

(5) 事業所の職員体制

管理者	奥平純子
-----	------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 職員及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人 (相談支援専門員と兼務)

相談支援専門員	<p>【基本相談支援】</p> <p>障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定サービス利用支援】</p> <p>支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続サービス利用支援】</p> <p>市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>	常 勤 1 人 (管理者と兼務可)
相談支援専門員補佐	相談支援専門員が行う【基本相談支援】【指定サービス利用支援】【指定継続サービス利用支援】業務を補佐する。	非常勤 1 人

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立し

		た日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1~3及び5~7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

<p>指定計画相談支援</p>	<p>指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。</p> <p>事業者が給付費額の法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると給付費が支給されます。）</p>
<p>交通費</p>	<p>通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。</p> <p>公共交通機関を利用した場合・・・実費</p> <p>事業者の自動車を使用した場合・・・相談事業所から1km当たり 37円</p>

5 交通費の支払い方法について

<p>交通費の支払い方法について</p>	<p>交通費について、計画相談支援を利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。指定計画相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求があった月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。</p> <p>① 当事業所窓口での現金支払い</p> <p>② 下記指定口座への振込み 北洋銀行 八雲支店 普通預金0553436 NPO法人 エンジョイライフ 就労継続支援B型 かつら共同作業所 理事長 千葉 真知子</p> <p>③ 金融機関口座からの口座振替 ご利用できる金融機関：北洋銀行</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
----------------------	---

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談・苦情窓口等にご遠慮なく相談ください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 奥平純子
-------------	----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
 ③ 苦情解決体制を整備しています。
 ④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
-------------------------	---

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------	---

9 緊急時の対応方法について

- ① 指定計画相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号	<p>相談支援専門員 奥平純子</p> <p>TEL 0137-62-3300</p> <p>携 帯 090-1524-4282</p> <p>対応時間（9：00～17：00）</p>
----------	--

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	<p>医療機関名：</p> <p>診 療 科：</p> <p>主 治 医：</p> <p>所 在 地：</p> <p>電 話 番 号：</p>
① 緊 急 連 絡 先	<p>住 所：</p> <p>電話番号：</p> <p>氏 名：</p> <p>続 柄：</p>
	<p>住 所：</p>

② 緊急連絡先	電話番号： 氏名： 続柄：
---------	---------------------

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損保ジャパン日本興亜

保険名 ウォームハート

11 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

12 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

1 4 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 5 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6 サービス提供記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合、その他保護者からの申出があった場合には、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業者等との連絡調整に関する記録
- ・次の事項を記載した相談支援台帳
障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
アセスメントの記録
サービス担当者会議等の記録
モニタリングの結果の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・保護者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

1 7 苦情解決の体制及び手順

提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

また、本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に

相談することもできます。

<p>【 事業者の窓口 】</p> <p>指定特定相談支援事業所・ 指定障害児相談支援事業所のどか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付担当者 千 葉 隆 ・ 苦情解決責任者 奥 平 純 子 ・ 所 在 地 二海郡八雲町東雲町12番地28 ・ 電話番号 0137-62-3300 ・ F A X 0137-66-5003 ・ Eメール enjoy-life06@road.ocn.ne.jp ・ 受付時間 9：00～17：30 <p>(月曜日～金曜日、祝祭日・年末年始を除く。FAX、電子メールは24時間受け付けております。)</p>
<p>【 市町村の窓口 】</p> <p>八雲町保健福祉課障がい者福祉係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 二海郡八雲町栄町13番地1 ・ 電話番号 0137-64-2111 ・ F A X 0137-64-4411
<p>【 公的団体の窓口 】</p> <p>北海道福祉サービス 運営適正化委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター ・ 電話番号 011-204-6310 ・ F A X 011-204-6311 ・ Eメール tekisei@vesta.ocn.ne.jp ・ 受付時間 9：00～17：00 <p>(月曜日～金曜日、祝祭日・年末年始を除く。FAX、電子メールは24時間受け付けております。)</p>

<p>【 第三者委員 】</p> <p>NPO法人 エンジョイライフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏 名 山川 輝昭 ・ 所 在 地 八雲町栄町30 ・ 電話番号 0137-62-2086 ・ 受付時間 9：00～17：00 <p>(月曜日～金曜日、祝祭日・年末年始を除く)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏 名 森 京子 ・ 所 在 地 八雲町住初町154-2 ・ 電話番号 0137-64-2610 ・ 受付時間 9：00～17：00 <p>(月曜日～金曜日、祝祭日・年末年始を除く)</p>

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	二海郡八雲町東雲町12番地28		
	法人名	NPO法人 エンジョイライフ		
	代表者名	理事長	千葉真知子	印
	事業所名	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 のどか		
	説明者氏名	相談支援専門員		印

上記内容の重要事項を事業者から説明を受け、同意致します。

住所	
利用者氏名	
保護者氏名	印

保護者は、身体の状態等により署名ができないため、保護者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者	住所	
	氏名	印
	続柄	

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	